

風しんワクチン任意予防接種費用の一部助成について

2026.8.1改定

妊娠中(時に初期)の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが心臓病、白内障、難聴などの障がい「先天性風しん症候群」になる可能性があります。

美濃加茂市では、風しんのまん延を予防し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、**風しんワクチン**にかかる費用の一部を助成します。

助成金の交付対象者

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性の配偶者
- (3) 妊娠を希望する女性の同居者
- (4) 妊婦の配偶者
- (5) 妊婦の同居者

↑上記(1)～(5)のうち、下記①～③の要件を**すべて満たしている人**

- ① 「風しん予防接種を受けた日」と「助成金の交付申請をする日」の両日ともに美濃加茂市内に住所を有する人
- ② 「1年前以内」に風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと診断された人
→抗体検査の基準:HI法16倍以下、EIA法8.0未満、CLEIA法14未満
※配偶者または同居者の方が申請に来られる場合は、妊娠を希望する女性または妊婦も風しん抗体検査が十分でない必要があります。
- ③ 市税等を滞納(分割納付、猶予相談済を含む)していない人

助成額

風しんに係る予防接種の費用額(上限5,000円)

※助成は対象者1人につき1回限り

※予防接種に係る費用以外の検査代等は助成対象外です。

助成対象 ワクチン

麻しん風しん
(MR)ワクチン
または
風しんワクチン

助成金の申請方法

◆予防接種を受けた日の翌日から1年以内に美濃加茂市健康課へ窓口申請してください。

【必要な持ち物】

- ・美濃加茂市風しんワクチン予防接種費用助成金交付申請書(別記様式)
- ・麻しん風しん(MR)または風しんワクチンの予防接種済であることが確認できる書類(予診票のコピー、接種済証等)
- ・麻しん風しん(MR)または風しんワクチンの予防接種に係る領収書(原本)
→なお、接種したワクチンが麻しん風しん(MR)または風しんワクチンであることが領収書に明確に記載されていること。
記載されていない場合は診療情報明細書も併せて必要。
- ・風しんウイルス抗体検査の結果を確認することができる書類(検査結果の紙、母子健康手帳の結果ページの写し等)
→配偶者または同居者の方が申請される場合は、妊婦または妊娠を希望する女性の抗体検査の結果を確認できる書類も併せて必要。
- ・身分証明書の写し(有効期限内で顔写真付きのもの:運転免許証、マイナンバーカード等の写し)
- ・振込先口座が分かるもの(通帳など)
→振込先口座は予防接種を受けた本人名義のものに限る。

その他

申請に「実際に風しんワクチンを接種した人」と異なる世帯の人が来庁する場合は、委任状の提出が必要ですので、事前に下記までその旨をお電話ください。

申請先
問い合わせ

美濃加茂市健康課 総務係
〒505-0010 美濃加茂市健康のまち一丁目2番地
みのかも健康プラザ内 美濃加茂市保健センター

TEL.0574-66-1360

